

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年6月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900002号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900002号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年3月31日から昭和63年4月1日まで

請求期間は、A社B支店から同社C支店に異動した時期であり、その間厚生年金保険料も空白期間なく控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する人員移動票、請求者が保管するA社の給与支給明細書(以下「給与支給明細書」という。)及び請求者に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し(昭和63年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求期間に係る給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失年月日を昭和63年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月

31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失年月日として届け、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年3月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。